

安全保障理事会決議 2091 (2013)

2013年2月14日、安全保障理事会第6920回会合にて採択

安全保障理事会は、

スーダンに関する安保理の従前の諸決議および安保理議長諸声明を想起し、

スーダン全土の平和の根拠、スーダンの主権、独立、統一および領土保全、決議 1591 (2005) の完全且つ時宜を得た実施に対する安保理の公約を再確認しそして善隣、不干渉および同地域における国家間の関係における協力の諸原則の重要性を想起し、

ダルフールの紛争が軍事的には解決できないことおよび永続的解決は包括的な政治過程を通してのみ得ることができることを認識し、

ダルフルールにおける紛争に対する広くまた包括的な解決に到達するための取組に対する安保理の十分な援助をくり返し表明し、これらの取組の基礎であるダルフルールにおける平和のためのドーハ文書を歓迎し、また政治的過程の完了とダルフルールにおける暴力と虐待を終わらせる必要性をくり返し表明し、

スーダン政府および自由と正義運動 (LJM) に対し、ダルフルールにおける平和のためのドーハ文書において行った誓約を果たすことを促し、また全ての当事者、とりわけダルフルールにおける平和のためのドーハ文書に調印しなかった他の武装運動に対し、直ちに且つ前提条件なしに関与することおよび DDPD の基礎に基づく包括的な平和的解決に到達するためあらゆる努力を行うこと、そして更なる遅滞なしに、恒久的な停戦に合意することを促し、

ダルフルールにおける非署名武装集団とダルフルールの外の集団との間の政治的および軍事的関連について懸念を表明しまたあらゆる形態のそのような集団のための直接的または間接的外部支援を止めることを要求し、そして力によるスーダン政府の転覆を目的としたいかなる武装集団によるあらゆる行動を非難し、

紛争当事者が、空爆を含む、あらゆる種類の軍事行動に自制を働かせまた止めることを要求し、

決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、そして 1889 (2009) に沿った文民に対する性的暴力、決議 1612 (2005)、1882 (2009)、1998 (2011) そして 2068 (2012) に沿った子どもの勧誘と使用および子どもに対する他の重大な暴行や虐待、また決議 1894 (2009) に沿った文民への無差別攻撃のあらゆる行為の迅速且つ完全な停止を要求し、

国際連合/アフリカ連合ダルフルール合同ミッション (UNAMID)、アフリカ連合/国際連合同調停官、国際連合事務総長、アフリカ連合ダルフルールハイレベル履行パネル、およびダルフルールにおける平和と安定を促進する地域の指導者の取組を賞賛し、またそれに対する安保理の完全な支援を繰り返し表明し、そしてアフリカ連合/国際連合主導の調停の下での政治過程に対する強い支援を表明し、

スーダン政府のフォーカルポイントと専門家パネルとの間の改善された相互作用に留意しつつ、査証の発給の遅れ、専門家パネルと UNAMID の移動の自由に対する制限および武力紛争地区への専門家パネルの立ち入りについての制限を含む、専門家パネルの任務中に、その活動についてスーダン政府により課せられてきた継続的な障害並びに人権および国際人道法の報告された違反に憂慮し、

専門家パネルの最終報告書 (S/2013/79) の第 20 項から 24 項に述べられたように、専門家パネルの活動へのスーダン政府による三つの干渉事件を更に憂慮し、

平和維持活動局の指針により求められまた UNAMID フォーカルポイントの支援を得た、UNAMID と専門家パネルとの間の協力と情報共有が強化されたことを歓迎し、

決議 1591 (2005) の第 3 項に従って事務総長により任命されまたその後の決議で延長された専門家パネルによる 2013 年 1 月 24 日の最終報告書を想起し、またパネルの勧告を、委員会を通して、更に研究しそして適切な次の措置を審議する安保理の意図を表明し、

国際連合活動とそのような活動に従事する人々に適用される、特権および免除に関する憲章規定並びに国際連合の特権及び免除に関する条約を尊重する必要性を強調し、

決議 1556 (2004)、1591 (2005)、そして 1945 (2010) に含まれた、全ての国家、特に同地域の国家の、義務とりわけ武器および関連物資に関する義務に注意を喚起し、

ダルフルールにおける武力紛争の全ての当事者が、国際人道法、国際人権法および関連する安全保障理事会諸決議の下でのその義務を完全且つ無条件で受諾するものとするというダルフルールにおける平和のためのドーハ文書において明確にされた必要性を強調し、

スーダン政府に対し、自由な表現を許すこと、そして誰が犯したかにかかわらず、国際的な人権および人道の法の重大な違反に対する責任を確保するための効果的な取組を実行することという、ダルフルールにおける緊急事態を解除することを含む、その全ての約束を遂行することを求め、

とりわけ女性や子どものような脆弱な集団における、文民に対するあらゆる暴力行為および人権および国際人道法の違反を自制するという、ダルフルールにおける平和のためのドーハ文書において特筆された全ての武装関係者の義務、およびダルフルールの人々が直面している、人道援助機関と要員のあらゆる地区への安全、時宜を得た且つ制限のない人道的立ち入りの保証を含む、緊急の人道的危機に対処する必要性を強調し、

ダルフルールの IDPs を含む一般住民に対する敵対行為、暴力又は脅迫の行為および敵対行為の完全且つ永続的停止に対する当事者の公約を危険にさらすかまたは損なう他の行動は、ダルフルールにおける平和のためのドーハ文書と矛盾することに留意し、

スーダンにおける事態が、同地域の国際の平和と安全に対する脅威を構成し続けていることを認定し、

国際連合第 7 章にもとづいて行動して、

1. 決議 1591 (2005) に従って初めは任命され、決議 1651 (2005)、1665 (2006)、1713 (2006)、1779 (2007)、1841 (2008) そして 1891 (2009)、1945 (2010)、1982 (2011) および 2035 (2012) により以前に延長された専門家パネルの職務権限を 2014 年 2 月 17 日まで延長することを決定した事務総長に対し、可能な限り速やかに、基礎となる取極を含む、必要な行政的措置を講じることを要請する。

2. 訓練、財政的または他の援助および予備部品、武器システム並びに関連物資の提供を含む、技術的援助や支援のスーダンに対する直接または間接の供給、売却または移転が、パネルにより特定された軍用航空機を含む決議 1556 (2005) と 1591 (2005) の違反に用いられたそれら航空機を支援するためスーダン政府により用いられ得たことに安保理の懸念を表明し、そして全ての国家に対し、決議 1591 (2005) に含まれた措置に照らして、この危険を心に留めることを促す。

3. 専門家パネルに対し、遅くとも 2013 年 7 月 31 日までにその活動に関する中間の説明を、そして遅くとも本決議の採択後 90 日以内に決議 1591 (2005) の第 3 項(a)に従って設立された委員会（以下「委員会」とする）に中間報告をそして遅くともその職務権限の終了する 30 日前迄に安保理に最終報告を、その調査結果と勧告と共に、提供することを要請する。

4. 専門家パネルに対し、パネルの移動を含むその活動、その職務権限の遂行で遭遇した何らかの障害並びに制裁違反について委員会へ毎月最新情報を提供することを要請する。

5. 専門家パネルに対し、決議 1945 (2010) の第 10 項の履行と効果について第 3 項で特定された時間的枠組で報告することを要請する。

6. 専門家パネルに対し、ダルフールにおける国際連合/アフリカ連合混合部隊(UNAMID)の活動とそしてダルフールにおける政治過程を促進する国際的取組と、適切な場合には、その活動を調整し続けまた決議 1556 (2005) の第 7 および 8 項、決議 1591 (2005) の第 7 項並びに 1945 (2010) の第 10 項により課された措置の全ての当事者による違反を削減することに向けた進展、政治過程に対する障害、ダルフールおよび同地域における安定に対する脅威、性的およびジェンダーに基づく暴力を含む国際人道法または人権法の違反若しくは他の残虐行為並びに子どもに対する重大な違反を取り除くことに向けた進展、および上記諸決議の他の違反をその中間および最終報告書で評価すること、そして、決議 1591 の第 3 項(c)に掲載された基準に合致する個人と団体についての情報を同委員会に提供することを要請する。

7. スーダン政府およびダルフールの武装集団と協力関係にある個人が、文民に対する暴力を犯し、和平過程を損ない、安保理の要求を無視し続けていることを憂慮し、決議 1591 (2005) の第 3 項(c)に

掲載された基準に合致する個人と団体に対し、対象を特定した制裁を課す安保理の意図を表明し、また専門家パネルに対し、アフリカ連合/国際連合同調停と協同して、掲載された基準に合致する個人、集団または団体の名前を、適切な場合には、委員会に提供することを奨励する。

8. 専門家パネルに対し、ダルフールにおける UNAMID 要員に対する攻撃における武装集団、軍事集団および政治集団の役割を調査することを続けることを要請し、そして、そのような攻撃を計画し、資金を提供しまたは参加する個人や団体がダルフールにおける安定に対する脅威を構成しそしてそれ故決議 1591 (2005) の第3項(c)に規定された指定基準に合致することに留意する。

9. ある品目が軍事目的に転用されそしてダルフールに移転され続けていることに懸念を表明し、そして全ての国家に対し、決議 1591 (2005) に含まれた措置に照らしてこの危険を心に留めることを促す。

10. スーダン政府に対し、専門家パネルの職務権限期間中その全ての構成員に対し、時宜を得た数次査証の発行および当該パネル構成員に対するダルフールの旅行許可の要件を撤廃することを含む専門家パネルの活動について課されたあらゆる制限、制約および官僚的障害を取り除くことを求める。

11. スーダン政府に対し、新たな移送により影響を受けた者を含む、ダルフールの様々な部分における文民を保護するために成立した措置、そして文民の殺害と 2011 年 6 月のアブ・ゼレイガ、2012 年 8 月のハシャバそして 2012 年 11 月のシギリにおける文民の殺害を特に含む、人権侵害と国際人道法違反の実行者の為に実施された捜査とそのために取りられた説明責任措置また平和維持要員と人道支援要員に対する攻撃を行った者の捜査とそのために取りられた説明責任措置、そして専門家パネル、UNAMID および人道支援機関や要員が立ち入りを拒否されてきた東部ジェベル・マラのような地区における一般住民の状況並びにこれらの地区に対する人道援助のための妨害のないまた定期的な立ち入りを許可するために講じられた措置についての委員会の要請に対応することを促す。

12. 全ての国家、関連する国際連合機関、アフリカ連合および他の関係当事者に対し、委員会と専門家パネルと、とりわけ決議 1591 (2005) および決議 1556 (2004) により課された措置の実施について自発的に情報を供給することにより、十分に協力することを促す。

13. 全ての国家、とりわけ同地域におけるものに対し、対象を特定した措置を課することを含む、決議 1591（2005）および 1556（2004）により課された措置を実施するためにとった行動について委員会に報告することを促す。

14. 指定された個人についての旅行禁止と資産凍結が全ての加盟国により履行されていないことに安保理の懸念を表明し、そして委員会に対し、あらゆる関連当事者が従事したことによるものを含む、決議 1591（2005）の第3項および決議 1672（2006）の加盟国による不遵守についての報告に効果的に対応することを要請する。

15. 中間報告書の後で、決議 1591（2005）および 1945（2010）において課された措置の完全且つ効果的な実施に対する障害を含む、実施状態を、完全な遵守を確保することを目的として、再検討する安保理の意図を表明する。

16. 関係する加盟国、とりわけ同地域におけるものとの、措置の実施を議論するため委員会と会合する当該国の代表を招請することによるものを含む、対話を奨励する委員会の職務権限を再確認しそして委員会に対し、UNAMID とのその対話を続けることを更に奨励する。

17. 紛争の影響を受けた地区における民間部門関係者の責任に注意を引くための、委員会の活動、それは専門家パネルの報告書を用いまた他のフォーラムにおいて行われた活動を利用してきたもの、を歓迎する。

18. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。